



長野県報

9月22日(木)
平成23年
(2011年)
第2304号

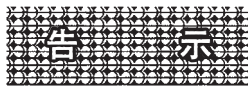
目次

告示

地方税法に基づく軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	1
森林法に基づく保安林の指定(森林づくり推進課).....	2

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課).....	3
一般競争入札(次世代サポート課).....	3
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(経営支援課).....	4
県営土地改良事業の工事の完了(10件)(農地整備課).....	4
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課).....	6
土地区画整理事業の終了の認可(都市計画課).....	6
特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(生活排水課).....	6
一般競争入札(3件)(河川課).....	6
特定調達契約に係る落札者の決定(生活排水課).....	9
一般競争入札(企業局).....	9



長野県告示第652号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成23年9月22日

長野県知事 阿部守一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
ミスズ石油株式会社	長野県松本市大字神林1981番地3	平成23年9月14日
有限会社山口自動車工場	長野県松本市七嵐74番地5	平成23年9月14日

税務課

長野県告示第653号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年9月22日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
安曇野市明科東川手9819、9858から9866まで、9868、9877、

9878、9882、9884から9887まで、9889、9894、9897

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第654号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年9月22日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿南町字和合2207、2211から2215まで、2216の1、2216の2、2217、2218の1、2219

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第655号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年9月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡木曾町開田高原西野1208（次の図に示す部分に限る。）、
2010
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第656号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年9月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡木曾町開田高原末川1903の23、1904の1
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第657号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成23年9月22日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林の所在場所

上田市常磐城字生心1473の1から1473の4まで、1473の8、1474の2から1474の4まで、1474の6、1475、字聲沢1492の1から1492の4まで、1494から1496まで、1498、1499の1から1499の6まで、1500、1501、1502の1から1502の3まで、1503の1から1503の5まで、1504の1、1504の2、1505、1506の1から1506の8まで、1507、字龍越聲沢東西堂平1508の2、1508の4から1508の6まで、1508の8から1508の23まで、1508の26から1508の34まで、1508の38から1508の58まで、1508の60から1508の62まで、字赤岩1509、字横畑1510の口、1510の1から1510の4まで、1511、1512の1、1512の2、1513、1514のイ、1514のロ、1514のハ、1521、1522、1523の1、1525から1529まで、1530の1、1530の2、1531から1533まで、1534の1から1534の13まで、1534の15から1534の21まで、1535の1から1535の11まで、1536の1から1536の6まで、1537の1から1537の3まで、1538から1541まで、1542の1、1542の3、1543の1、1544の1から1544の9まで、字戸澤1545、字塚穴1548の1から1548の3まで

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課